

本校では、現時点で次の対応を行っています。なお、今後も県内の感染状況や県からの指示等に応じて修正していく予定です。

## 1 健康観察

- ・登校前に各家庭で児童生徒の検温及び健康観察をしてもらい、その結果を連絡帳等で担任に伝えてもらう。
- ・発熱、せき、のどの痛みなどの風邪症状がある場合は、登校せずに自宅で休養してもらう。また、速やかに学校に報告してもらう。
- ・家庭で検温ができなかった場合は、登校後、教室に入る前に保健室等で検温及び健康観察を行う。
- ・登校後、児童生徒に風邪症状が見られた場合は、保護者に連絡の上、自宅で休養してもらう。また、症状がなくなるまで登校は控えてもらう。
- ・児童生徒または家族に感染が疑われる場合は速やかに学校に報告してもらう。

## 2 施設・設備等

### (1) 校舎内

- ・咳エチケットを守るとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、丁寧に手洗いをを行う。
- ・児童生徒の座席の間隔を広く配置する。
- ・換気は45～50分に1回以上、教室の窓や戸（ドア）を開けて行う。
- ・授業終了後（放課後）、教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、毎日消毒液（次亜塩素酸ナトリウム消毒液）を使用して清掃を行う。
- ・校外からの来校者については、基本的に事務室の窓口対応とする。

### (2) スクールバス

- ・協力可能な保護者には自家用車送迎を依頼し、利用人数を減らすとともに座席の間隔を空けて座るようにする（2人掛けのシートに1人）。
- ・バス利用の児童生徒にできるだけマスクを着用させるとともに、飛沫感染防止のために車内での会話を控えるように指導する。
- ・乗降時、安全確保をしながら窓を開けて換気する。
- ・毎日2回（登校時と下校時）、車内の消毒を行う。

## 3 教育活動

### (1) 授業等

- ・当面、全校集会等は行わず、学部を最大の単位として活動を行う。
- ・通常の授業においても児童生徒同士の間隔を十分にする。学習内容に応じて、体育館等のより広い場所で行う等の工夫をする。
- ・児童生徒が密集する活動や、近距離で触れ合ったりする活動を避け、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・更衣室等は時間差で利用するようにし、密集を避ける。

(2) 給食

- ・食べる前に丁寧に手洗いをする。
- ・可能な限り密集を避け、児童生徒同士が向かい合わないようにして座席を配置する。中学部は食堂以外に教室等のスペースも活用する。

(3) 部活動

- ・部活動は実施するが、直接の接触や密集をなるべく避けた活動内容とする。
- ・屋内の部活動は換気をこまめに行う。
- ・使用した用具等は使用后消毒する。

(4) 学校行事等

- ・当面、学校行事やPTA事業等で大人数が集まる活動については、そのねらいと活動内容を十分に吟味し、実施の可否について検討する。
- ・行事の実施日等が変更になった場合は、速やかに通信または一斉メールにて保護者に連絡する。